

府中市生涯学習審議会（平成24年度第5回） 会議録

1 日 時 平成24年10月1日（月）午後2時～4時

2 場 所 府中市生涯学習センター 1階会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員13名

川内 清文、小林 清次郎、坂本 智子、澤井 幸子、設楽 厚子、
芝 喜久子、鈴木 映子、田野倉 晴美、戸島 忠彦、比留間 一磨、
三宅 昭、山内 啓司

※寺谷委員は欠席。

（2）職員7名

町田文化スポーツ部次長、古田生涯学習スポーツ課補佐、
茂木生涯学習スポーツ課生涯学習推進担当副主幹、
市ノ川企画係長、大木、スポーツ振興係 井上、杉山

（3）傍聴1名

宮原 亮

4 開会

（1）会長あいさつ

皆様、改めましてこんにちは。本当に暑い夏でした。それを皆さん乗り切って、お元気な様子でお顔合わせができて嬉しく思います。9月24日の審議会日程が変更になりましたことをお詫び申し上げます。文化、芸術の秋となりました。また9月に生涯学習フェスティバルが開催され、賑やかに開会されていきました。そして審議会も10月27日に第5ブロック研修会を迎えます。今回も議事がたくさんありますので、皆様の忌憚のないご意見をお聞かせください。

（2）文化スポーツ部次長あいさつ

皆さんこんにちは。お暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。第3回市議会定例会が先月末に終わり、約1か月間あり終わったところでほっとしています。生涯学習センターの指定管理者の指定議案も議会に諮り、可決されたことを報告します。今後、教育委員会の手続きなど諸々の手続きを進めていくこととなりますが、審議の中で各委員から生涯学習センターの事業者がどうなるか、利用者の不安を背景にした質問もありました。それぞれの質問には丁寧に回答し、賛成多数で可決された。いただいたご意見の中で、生涯学習推進計画に指定管理者

が導入するとした内容があるのかという質問を受けましたが、計画自体に指定管理者を導入するというのではなく、検討のみとなっているという回答をしました。今後平成30年までの計画で、平成26年度からは後期の計画に移っていくので計画の見直しをする必要があると考えています。その際には、審議会の委員の皆さんの意見をよくお伺いしながら進めるという答弁をしたので、その節にはどうぞよろしくお願いします。

また、議会の最終日に人事の議案があり、9月末を以って糸満教育長を含め3名の教育委員の任期が切れるということで、新教育長、教育委員が就任したことを報告する同意議案がありました。

(3) 傍聴について

4 連絡・報告事項

(1) 配布資料の確認

- ①スポーツに関する補助金制度と平成25年度補助金要望額についての報告、
- ②都市社連協 第5ブロック研修会(企画案)、③第4回生涯学習審議会会議録、
- ④社教情報 NO, 67号

(2) スポーツに関する補助金について

スポーツに関する補助金について、資料に基づきご説明、ご報告をさせていただきます。

まず、案件について、経緯を説明させていただいた後、府中市の補助金交付の流れを説明し、最後にご質問、ご意見等いただきたい。

生涯学習審議会で補助金について説明することとなった経緯について、昨年8月にスポーツ基本法が策定されたことを受け、社会教育関係団体であるスポーツ団体に対する補助金の交付にあたり、合議制のある会議においてご意見をいただく必要があるとスポーツ基本法に規定がある。今回、生涯学習審議会でご意見をいただくことが可能であるということだったので、ご説明申し上げることとなった。

資料1「補助金交付の流れ」について、補助金交付の手続きについて交付要望、交付審査、実績報告という流れで行われる。まず交付要望書の提出について、次年度の補助金の交付を希望する団体は生涯学習スポーツ課に「補助金交付要望書」を提出していただく。次に、要望書を受け、各団体からいただいた内容、要望額を審査、取りまとめを行う。次に、各団体の要望額を合計した額を市の内部機関である「補助金等審査委員会」に次年度の予算として審査を受ける。最終的に交付予定額

が決定されるのは、3月の議会となる。決定次第、各団体の担当者へ通知をするという流れである。

次に交付申請について、生涯学習スポーツ課より交付予定通知書を送った団体は、補助金交付申請書の提出をしていただき、審査したのち交付となる。

補助金の交付を受けた団体は交付対象事業の終了後、こちらから提示した期日までに実績報告書を提出していただき、市の審査を受けることになっている。これが補助金交付に関する一連の流れとなる。

それでは、生涯学習スポーツ課が担当する3つの補助金制度について、その内容を説明させていただく。まず、資料2「体育団体活動事業補助金の概要」趣旨について、市内スポーツ団体が市民を対象に実施する事業に対して、年1回の経費を補助することでスポーツの振興を図ることを目的としている。

補助金の対象となる団体は、NPO法人府中市体育協会加盟団体、体育協会加盟団体に準ずる団体、青少年スポーツ団体となる。

補助金の使途について、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料の4科目に限らせていただいている。

交付額について、スポーツ事業に係る補助対象経費の2分の1以内の額で、かつ40万円を限度とする。

交付実績について、平成20年度以降の年度ごとの要望団体数、交付団体数、要望額、予算額、交付額が一覧となっている。なお、次年度の体育団体活動事業補助金については、26団体より要望があり、要望額の合計は321万3900円となっている。

次に資料3「全国大会等出場者に対する補助金の概要」趣旨について、スポーツ活動を行っている高校生以下の市民及び、市内の団体を対象に全国大会・関東大会に出場する際にかかる経費の一部を補助することでスポーツの振興を図ることを目的としている。

対象は市内を活動の拠点としており、予選会や推薦等の方法で全国大会・関東大会への出場権を得た個人または団体であり、個人の場合は市民であり、大会の個人戦に出場する、または都大会や東京都体育協会加盟団体等が大会に出場するために選抜したチームの一員であることが条件となっている。団体については、構成員の3分の2以上が市民の団体、または市内の学校のクラブであるところが条件となっている。

補助対象経費について、大会出場に要する交通費と宿泊費としている。

交付額について、個人か団体、出場する全国大会か関東大会かによって限度が異なる。詳細については表をご覧ください。

交付実績について、平成20年度以降の各年度の補助金交付件数、補助金の要望額、予算額、交付額を一覧にしている。平成25年度の要望額は120万円となっている。また、この全国大会等出場者に対する補助金のみ他の2つの補助金と異なり、生涯学習スポーツ課交付要望を行い、補助金交付申請は交付申請と実績報告のみとなる。

次に、資料4「ジュニアスポーツ活動事業補助金の概要」趣旨について、市内に活動基盤を持つジュニアスポーツクラブの年間活動に対して補助金を交付することで、青少年の心身の健全な育成を支援することを目的としている。

対象は、①スポーツ活動を通して、クラブ員の健全育成を目的としている団体であること、②市内に在住する小・中学生のクラブ員が10名以上いること、③クラブ員の健全育成のために側面的な援助ができる成人による組織であり、かつ代表者が原則として市民である団体であること、④クラブの健全な運営のための取り決めがあり、継続的、計画的かつ民主的に運営されている等、以上4点である。

対象経費について、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、以上6項目となっている。

交付額について、補助対象経費の2分の1以内の額であり、各団体が要望額を算出するにあたっては、クラブ員の人数を基に、クラブ1団体の均等割額、クラブ員に係る人員割額、指導員に係る人員割額を合計した額を算出していただくことになる。

交付実績について、平成20年度以降の年度別に要望団体数、交付団体数、補助金要望額、予算額、交付額が一覧になっている。なお、平成25年度補助金交付要望は92団体より要望があり、要望額は409万9750円となっている。

以上となるが、参考として各補助金の要綱を添付しているので、後ほどご覧いただきたい。

- 今説明いただいた部分に対して、私たちは審議し、了承することになるが、何か質問はあるか。
- 野球やサッカー等は補助されていることは知っていたが、改めて説明をしていただき、色々な団体あるのだと参考になった。
- 違う話しになるのかもしれないが、この中に東京都からスポーツに関する補助金が出ていると思う。おそらく単発だと思うが、この辺の絡みはあるのか。
- ➡ 東京都からの補助金について、現在、東京都が来年の国体、2020年の東京オリンピックに向けて、今後のスポーツの振興について力を入れているところではあるが、そういう趣旨・目的であり都内の体育協会に委託として実施している

補助金はある。

- ジュニアスポーツ活動の対象で、市内に在住するクラブ員が10名以上いることとあるが、この10名というのは全体に対しての割合は関係あるのか。
- ➡ 団体には市外から活動に参加している子どももいる。あくまでも補助金の対象はそこに示されている通り。
- 例えば、市外のクラブ員が50名いて、府中市は10名ということでも良いのか。
- ➡ 実際には、こちらの方で審査する名簿には20～30人の市外会員がいるが、割合でいうと市内会員の方が多というのが現状。
- クラブの健全な運営のための会則等とあるが、そういう会則の内容に関して審査するということがあるのか。
- ➡ 要綱で定めていることは全て審査の対象になるので、会則等の内容についても審査をする。
- それでは、了承ということによろしいか。
(一同了承)
- 今スポーツに関する資料等をいただいて良く理解したが、文化連にもこういう制度があるので、資料があるとお互いに何かできるのかと思う。

5 審議事項

(1) 第5ブロック研修会について

- ➡ 事務局より概要説明後、各係（司会、受付、コーディネーター、お囃子対応）を決定。

(2) 答申作成・小委員会の進め方について

以下のとおり。

[意見の趣旨] ■：委員 ➡：事務局

- 小委員会のメンバーを前回決定した。進め方についていかがか。
- まだ決定していない。事務局からアイデアはあるか。
- ➡ 今回の審議会については、昨年4月から始まり、議場の審議だけでなく視察等を行ってきた。今までは議事録の内容をまとめることが多かったが、今回は視察に行き他市の状況も見てきたので、議事録をまとめるというよりは、小委員会の委員に公募委員も多いので、それぞれの意見を文章にしたものを小委員会に持ち寄り、まとめたものを次回の審議会で諮るという流れにしていくのはいかがか。1月末の

審議会で答申内容を皆さんに諮り、最後校正をしたものを最後の2月末の審議会に諮り、了承していただいたものを教育長へ答申をする。

例年、11月末の審議会までに1～2回、1月末の審議会までに1～2回、合計3～4回程度の小委員会を開催している。

- 来年の3月には答申を出さなければならない。この小委員会で作成した案は皆さんに一度諮り、討議していく。1月末の審議会には答申（案）がほぼ出来上がっている方が多い。
- 先ほど、公募の方たちの意見を基にと言っていたが、どういう意味か。
- 小委員会の委員は自分なりの意見を持ってきて、それを一つにまとめるということ。
- ➡ まずは小委員会で案を作成する場なので、そこでまとめたものを1月末の審議会に諮る。そこで出た意見を取り入れて、最終的に2月末の審議会ですべて諮り、教育長に答申する。
- 今の話しを聞くと公募委員に対する比重はかなり大きい。今までの1年半の議論の中で答申に関わる議題を集中的に議論した時間はかなり少ないと感じる。確かに他市の現状を見たり、市内の状況を報告していただいた。状況を見るという学習はしたが、自分たちの意見をどう答申に巻き込むかという議論をした時間はかなり少なかった。一人ひとりの感じた意見を持ち寄り、集約するということが、それだとあまりにも細切れの情報をただくっつけただけの状況になりかねない。小委員会があるのだから、小委員会の委員だけで少し時間をかけて議論したうえで、小委員会としての案を作る方がよいと思う。重要な答申案を作るのであれば言いたいことを言って、喜ばれるような、中身のあるものを作ってこそ意味があると思う。その方が審議会の価値も高くなるのだと思う。
- ➡ 小委員会の委員の都合を合わせて議論することはよいと思うが、まずはそれぞれの意見を持ち寄るということも必要だと思う。今まで持っていた意見、審議会に出席して変わった意見等、箇条書きでもよいので持ってきていただきたい。何も材料がない状態で、ただ話しをしているだけだと、まとめづらいと思う。
- 今後は小委員会の委員で日程調整をして進めていただきたい。
- 予習する時間がないと3か月でまとめを作成するのは難しいので、小委員会の皆さんからは時間をいただくことになると思う。

6 その他

(1) 生涯学習センターの指定管理者決定について

- ➡ 平成24年度第3回市議会定例会において生涯学習センターの指定管理者の指

定ということで議案を提出した。賛成多数ということで議決をいただいた。

その指定管理者で指定された事業者は3つの会社から成る共同事業体で、名称は「ふちゅう生涯学習センター協働事業体」。この構成について、代表団体「株式会社 コンベンションリンケージ」は、全国のホールや国際会議等できる施設の進行管理、企画を行う会社。もう一つが「住友不動産エスフォルタ 株式会社」で、主にプールやトレーニングルーム等の体育施設の管理をする。もう一つが「鹿島建物総合管理 株式会社」は、鹿島建設のグループ会社で主にビルのメンテナンスをしていて、施設管理を主としている。この3つの企業はいずれも全国・都内施設の指定管理者としてすでに実績のある会社。指定の期間は平成25年4月1日～平成30年3月31日の5年度。

市議会に議決をいただいたので、今月の教育委員会で告示を行い、正式に指定管理者の指定ということになる。今後の半年間で業務の引き継ぎを行い、市の職員は16名在籍しているが、学習センターの事務室からはいなくなり、今の候補としては府中市役所第2庁舎に移動する可能性が高い。

生涯学習審議会からは、施設の運営の効率性ばかりを求めるのではなく、施設の運営をしていくうえで、市と市民と指定管理者の協働によりうまく進めていくよう提言をいただいているので、その部分もしっかり進められるようにしていく。場合によっては生涯学習センターで活動していただいているボランティアの方々も含めて、良い方向に持っていけるよう協議していく。

一度、代表企業を審議会にお呼びして、顔合わせを含め今後の運営方針の考え方にも皆様にもご説明させていただきたいと考えているので、次回の審議会で調整をする。

- 審議会の意見として、市内の活動している団体が中に入って運営するのが望ましいとあったが、難しいかもしれないが、それを受諾できるような団体はいたか。
- ➡ 今回、募集をかけたところ、10事業者から申請があり、複数の事業者の共同体的ところもあれば、1社で申請したところもあった。その中には、NPO団体で、市民活動的な活動を行っているところもあったが、この施設はかなり大きく多機能に渡るので、市内のNPOで活動している団体が運営していくのは、なかなか難しいところがある。今回のように、体育や施設管理の専門等、実績のある事業者が選定会議で選ばれた。

(2) 糸満教育長の退任について

次長の説明のとおり

(3) 第4回生涯学習審議会会議録の確認について

各委員に校正を依頼した会議録(案)は、一部修正後、市民に公開すること、ホームページに掲載することが了承された。

(4) 次回審議会開催日程について

第6回：11月26日(月)午後2時

府中市生涯学習センター 1階会議室

平成24年度第5回府中市生涯学習審議会

日時：平成24年10月1日(月)午後2時

会場：府中市生涯学習センター 1階会議室

1 開会

2 報告・連絡事項

- (1) 配布資料の確認
- (2) スポーツに関する補助金について

3 審議事項

- (1) 第5ブロック研修会について
- (2) 答申作成・小委員会の進め方について
- (3) その他

4 その他

- (1) 生涯学習センターの指定管理者決定について
- (2) 糸満教育長の退任について
- (3) 第4回生涯学習審議会会議録の確認について
- (4) 次回審議会について

スポーツに関する補助金制度と

平成25年度補助金要望額についての報告

- 1 市補助金交付のながれについて【資料1】

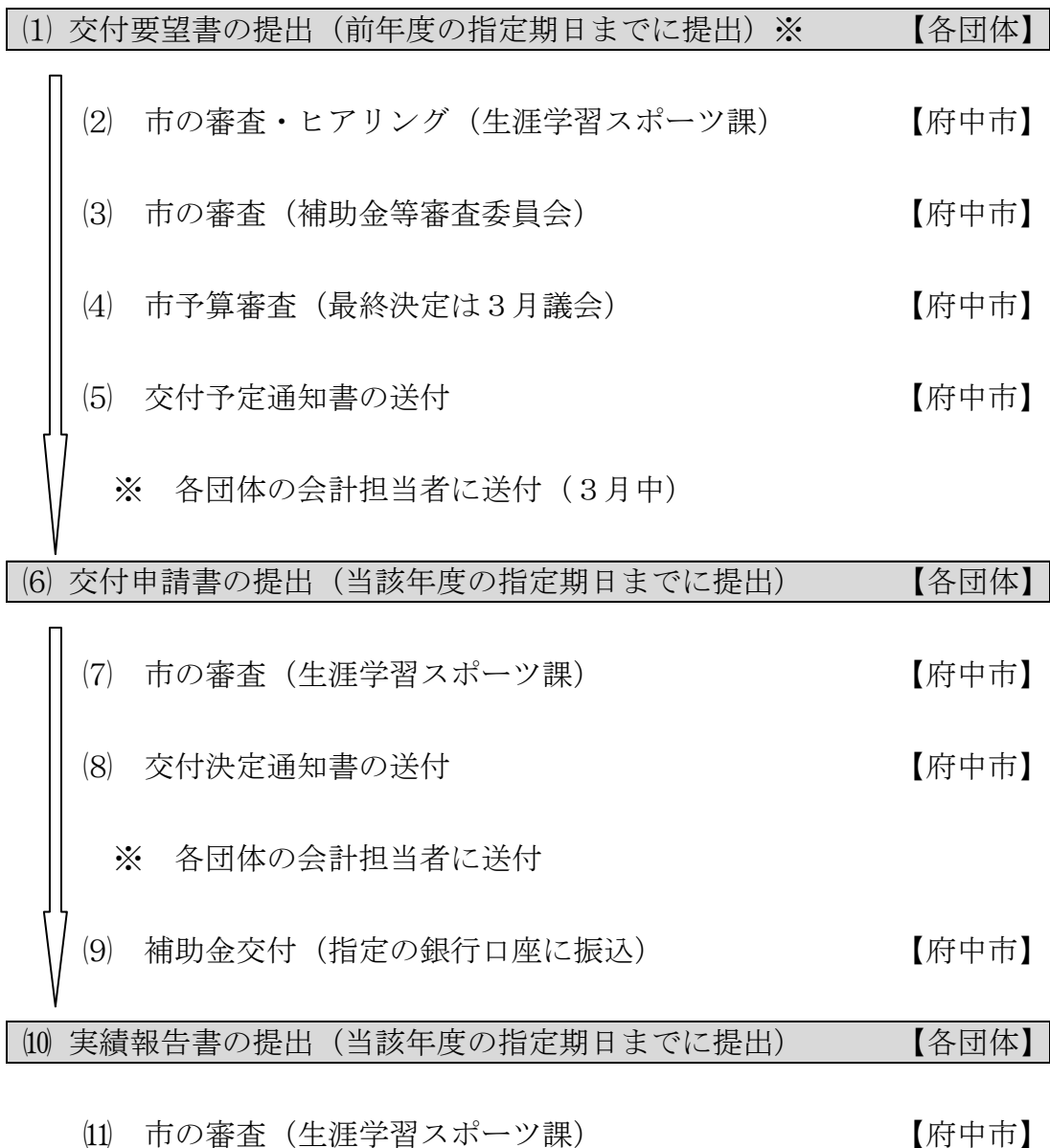
- 2 生涯学習審議会への報告について

- 3 スポーツに関する補助金制度の概要と平成25年度要望額について
 - (1) 体育団体活動事業補助金【資料2】

 - (2) 全国大会等出場者に対する補助金【資料3】

 - (3) ジュニアスポーツ団体活動事業補助金【資料4】

市補助金交付のながれ



※ 生涯学習スポーツ課が持つ補助金制度のうち、「全国大会等出場者に対する補助金」については、生涯学習スポーツ課が交付要望を行う。

体育団体活動事業補助金の概要

1 趣旨

特定非営利活動法人府中市体育協会加盟団体（以下「体協」という）、体協加盟団体に準ずる団体又は青少年スポーツ団体が実施する、市民にスポーツ活動の機会と場を提供する事業に対して、年1回その経費を補助することで、地域のスポーツの振興を図る。

2 対象

- (1) 特定非営利活動法人府中市体育協会加盟団体
- (2) 体協加盟団体に準ずる団体
- (3) 青少年スポーツ団体

3 補助金の使途

補助金対象となるのは次の4科目とする。

- (1) 報償費…事業実施に当たって招く外部講師や指導者に支払う謝礼金
競技運営に必要な役員及び審判に対する謝礼金等
- (2) 需要費…事業実施に必要な消耗品（事務用品等）の購入費及び印刷費等
- (3) 役務費…事業開催に伴う連絡に要する郵便料・電話料、傷害保険料等
- (4) 使用料及び賃借料…事業実施に必要な会場及び器具の使用料等

4 交付額

スポーツ事業にかかる補助対象経費の2分の1以内の額で、400,000円を限度とする。

5 交付の推移

年度	団体数		補助金額（円）		
	要望 団体数	交付 団体数	要望額	予算額	交付額
H 2 0	29	29	4,145,550	3,357,000	3,357,000
H 2 1	29	29	3,998,550	3,289,000	3,281,500
H 2 2	31	28	4,050,600	3,223,000	2,973,000
H 2 3	29	27	3,602,000	3,029,000	2,974,842
H 2 4	27	-	3,355,405	2,816,000	-
H 2 5	26	-	3,213,900	-	-

全国大会等出場者に対する補助金の概要

1 趣旨

スポーツ活動を行っている高校生以下の府中市民及び府中市内の団体を対象に、全国大会・関東大会に出場する際にかかる経費の一部を補助することでスポーツの振興を図る。

2 対象

府中市内を活動の拠点としており、予選会や推薦等の方法で全国大会・関東大会への出場権を得た個人又は団体で、次のいずれかに該当していること。

- (1) 個人…府中市民であり、大会の個人戦に出場する者、または、東京都や東京都体育協会加盟団体等が大会に出場するために選抜したチームの一員
- (2) 団体…構成員の3分の2以上が府中市民の団体、または、府中市内の学校のクラブ

3 補助対象経費

大会出場に要する交通費と宿泊費とする。なお、交通費は最も経済的かつ合理的と認められる経費で公共交通機関を使用した場合の運賃等の額とし、宿泊費は日帰りが可能な地域と認められる時には、原則として補助対象経費としない。

4 交付額

一度の申請による補助金の交付限度額は次のとおりとする。

区分		限度額
個人	全国大会	30,000円
	関東大会	15,000円
団体	全国大会	300,000円
	関東大会	150,000円

※ 宿泊費に対する補助金の交付額は、大会要項に定めがある場合を除き、1人につき一泊10,000円を限度とする。

※ 高校生の団体の場合、対象経費の3分の2までの補助とする。

※ 他の団体が経費を負担している場合は、その負担額分は減額となる。

※ 同一出場者に対する一年度における補助金の交付は、個人にあっては45,000円、団体にあっては450,000円を限度とする。

【裏面あり】

5 交付の推移

年度	大会件数		補助金額（円）		
	全国大会	関東大会	要望額	予算額	交付額
H 2 0	6 (4)	6 (0)	900,000	738,000	1,200,640
H 2 1	9 (4)	4 (0)	1,050,000	723,000	1,647,380
H 2 2	4 (4)	4 (0)	1,200,000	1,200,000	662,080
H 2 3	16 (15)	1 (0)	1,200,000	1,200,000	887,000
H 2 4	-	-	1,200,000	1,116,000	-
H 2 5	-	-	1,200,000	-	-

※ 大会件数のうち、括弧内は交付対象が個人の件数。

ジュニアスポーツ活動事業補助金の概要

1 趣旨

市内に活動基盤を持つ少年・少女のスポーツクラブの活動に対し補助金を交付することで、青少年の健全育成を図る。

2 対象

- (1) スポーツ活動を通して、クラブ員の健全育成を目的としていること。
- (2) 市内に在住する小・中学生のクラブ員が10名以上いること。
- (3) クラブ員の健全育成のために側面的な援助ができる成人による組織を持ち、かつ代表者が原則として府中市民であること。
- (4) クラブの健全な運営のための会則等があり、継続的、計画的かつ民主的に運営されている団体であること。

3 補助対象経費

補助金対象となるのは、次の6科目とする。

- (1) 報償費…講習会等の講師や外部指導者に対する謝礼金
- (2) 需要費…クラブを運営するために必要な消耗品の購入費、物品の修繕費
- (3) 役員費…クラブが一括して指導者・クラブ員にかかる傷害保険料、クラブを運営するために必要な郵便料
- (4) 使用料及び賃借料…会場使用料、器具等の使用料
- (5) 備品購入費…複数年にわたってクラブ全体で使用する備品の購入費
- (6) 負担金…大会等の参加料・審判登録料等

4 交付額

交付額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、次の3項目の合計を限度額とする。

- (1) クラブ1団体の均等割額…30,000円
- (2) クラブ員に係る人員割額…250円×クラブ員の人数
- (3) 指導者に係る人員割額…1,000円×指導者の推定人数(クラブ員10人に対し1人の指導者がいると推定)

5 交付の推移

年度	団体数		補助金額（円）		
	要望 団体数	交付 団体数	要望額	予算額	交付額
H 2 0	94	93	4,201,750	3,211,000	3,181,550
H 2 1	91	89	4,045,500	3,146,000	3,093,400
H 2 2	91	91	4,093,750	3,083,000	3,083,000
H 2 3	93	93	4,173,000	2,951,000	2,950,600
H 2 4	92	92	4,138,750	2,711,000	2,711,000
H 2 5	92	-	4,099,750	-	

府中市体育団体活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会体育の振興を図るため、スポーツ事業を実施する市内のスポーツ団体に対して、府中市体育団体活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ団体 特定非営利活動法人府中市体育協会（以下「体育協会」という。）加盟団体、体育協会加盟団体に準ずる団体、その他別に定める団体をいう。
- (2) スポーツ事業 市民にスポーツ活動の機会と場を提供するため、大会、講習会等を開催する事業をいう。

(交付限度)

第3条 同一のスポーツ団体に対する補助金の交付は、1年度につき1事業を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 使用料及び賃借料

(交付額)

第5条 補助金の交付額は、スポーツ事業にかかる補助対象経費の2分の1以内の額とし、400,000円を限度とする。

(交付申請の時期)

第6条 規則第6条に規定する補助金の交付の申請は、原則として、スポーツ事業の実施の30日前までに行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、スポーツ事業の実施期間に4月1日が含まれるときは、4月1日に補助金の交付の申請を行うものとする。この場合における補助対象経費は、4月1日以降に使用したものに係る経費に限る。

(実績報告の時期)

第7条 規則第11条に規定する実績報告は、スポーツ事業の実施後30日以内に行わなければならない。

(精算等)

第8条 規則第11条の規定による実績報告を行ったスポーツ団体は、当該報告により次の各号に掲げる場合に該当すると市長が認めるときは、それぞれ当該各号に定める額を返還しなければならない。

- (1) 補助金の既交付額が、第5条に規定する交付限度額を超えているとき 既交付額と第5条の交付限度額の差額
- (2) スポーツ事業の参加費等の収入により、事業費に余剰が生じたとき 補助額を超えない範囲内の当該余剰額

(様式)

第9条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年4月30日要綱第56号)

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

付 則 (平成23年4月7日要綱第53号)

この要綱は、平成23年4月7日から施行する。

府中市全国大会等出場者に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市補助金等交付規則(昭和52年11月府中市規則第21号。)に基づき、体育活動を行う府中市民及び府中市内の団体で、全国大会等に出場する個人又は団体に対し、その経費負担を軽減するため、補助金交付を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、国、都道府県、(財)日本体育協会又はその加盟団体、全国高等学校体育連盟、全国高等学校定時制教育振興会及びその他社会教育団体として市長が認めた団体が主催する全国大会、又は関東大会(以下「大会」という。)

(対象)

第3条 この要綱において「出場する個人又は団体」(以下「出場者」という。)とは、予選会、推薦の方法で出場権を得た者で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人 府中市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録され、かつ府中市内を活動の拠点としている者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 大会の個人戦に出場する予定があること。
 - イ 東京都(府中市外の団体を除く)が、大会に出場するため選抜したチームの一員であること。
 - (2) 団体 府中市内を活動の拠点としている者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 団体を構成する3分の2以上の者が前号に定める府中市民である団体。
 - イ 府中市内に存する学校のクラブ。
- 2 この要綱による出場者に対する補助は、高等学校在学以下とする。

(対象経費)

第4条 補助対象経費は、大会出場に要する交通費及び宿泊費とする。

- 2 交通費は、最も経済的かつ合理的と認められる経路で、公共交通機関(タクシーを除く)を使用した場合にかかる運賃等の額によるものとする。
- 3 宿泊費は、大会要項に定めがある場合を除き、1泊1万円を限度とし、日帰り可能な地域においては、原則として支給しない。

(交付額)

第5条 この要綱による補助金額の限度額は、次のとおりとする。

大会の種類	個人	団体
全国大会	30,000円	300,000円
関東大会	15,000円	150,000円

ただし、出場者が団体の場合については、対象経費に大会要項で定める登録者数（監督、コーチ及びマネージャーを含む。）を乗じて得た額の3分の2（中学生以下は10分の10）以内を限度とし交付するものとする。

2 同一の出場者に対する一年度の交付は、個人にあつては45,000円、団体にあつては45万円を限度とする。

3 前項の定めに関わらず、主催する団体等が経費を負担する場合については対象経費総額からその負担額を減じ、交付するものとする。

ただし、府中市立中学校については、府中市立中学校生徒各種大会派遣費交付要綱に基づき、派遣費が支出された場合は、交付しない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする出場者は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて大会開催14日前までに市長に提出しなければならない。

ただし、交付申請書の提出期限について、特別の事情がある場合はこの限りでない。

- (1) 大会要項
- (2) 大会登録者数
- (3) 大会組合せ表
- (4) 大会出場の経緯
- (5) 交通経路
- (6) その他関係書類

（交付決定）

第7条 市長は、第6条に定める申請があつたときは、内容審査を行い、該当すると認められる場合は、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（申請事項の変更）

第8条 申請者は、補助金交付の決定後に、補助金交付申請書又は添付書類の記載事項に変更を生じたときには、申請事項変更承認申請書（第3号様式）により市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときには、申請事項変更承認・

不承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（報告）

第9条 補助金の交付を受けた出場者は、大会終了後30日以内に補助金実績報告書（第5号様式）に、大会結果報告書、その他必要とする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第10条 市長は、出場者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合又は補助金を他の用途に使用した場合には、補助金決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第11条 市長は、第10条に定める補助決定の取消をした場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年1月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日要綱第30号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年7月9日要綱第83号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

府中市ジュニアスポーツ活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の健全育成を図るため、市内を活動基盤としてスポーツ活動をする少年・少女のスポーツクラブ（以下「クラブ」という。）に対し、ジュニアスポーツ活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者とは、次の各号に掲げる要件を備えている団体とする。

- (1) スポーツ活動をとおして、クラブ員の健全育成を目的としていること。
- (2) 市内に在住する小・中学生のクラブ員が10名以上いること。
- (3) クラブ員の健全育成のために側面的な援助ができる成人による組織を持ち、かつ代表者が原則として府中市民であること。
- (4) クラブの健全な運営のための取り決めがあり、継続的、計画的かつ民主的に運営されている団体であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 備品購入費
- (6) 負担金

(交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、30,000円に次号に掲げる額を合算した額を限度とする。

- (1) クラブ員に係る人員割額 250円
- (2) 指導者に係る人員割額 1,000円

(精算等)

第5条 規則第11条の規定による実績報告を行ったスポーツ団体は、当該報告により補助金の既交付額が前条に規定する交付限度を超えていると市長が認めるときは、既交付額と第4条の交付限度額の差額を返還しなければならない。

(様式)

第6条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年3月24日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年3月2日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年10月6日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年1月7日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成2年3月13日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成3年3月19日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年3月20日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年3月31日要綱第46号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。